

第 89 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

令和3年7月8日（木） 午後2時から午後4時30分まで

2 開催場所

盛岡市内丸 13-1 岩手県民会館 4階 第2会議室

3 出席者

【委員 10名 敬称略・五十音順】

石 川 奈 緒

伊 藤 歩 (会長)

伊 藤 絹 子

大 嶋 江利子 (リモート)

大 西 尚 樹

久保田 多余子 (リモート)

齊 藤 貢

平 井 勇 介 (リモート)

三 宅 諭 (リモート)

由 井 正 敏 (リモート)

【専門調査員 1名 敬称略】

前 田 琢

【事務局】

環境保全課総括課長

黒 田 農

その他関係職員

【事業者】

南関東特定目的会社

4 議事

(冒頭、事務局から、委員 14名中、会場参集 5名・リモート 5名の計 10名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。)

(仮称)プロロジスパーク盛岡新築工事(第2種事業)の判定について

(初めに、希少動植物等に関する審議については、会議の一部を非公開として行うことについて会長からお諮りし、委員の了承を得た。)

[伊藤歩会長]

それでは、「(仮称)プロロジスパーク盛岡新築工事 第2種事業の判定について」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明後、事業者(南関東特定目的会社)から事業概要及び委員からの事前質問等について説明及び回答を行わせたい旨を説明しました。)

(事業者が事業概要及び事前質問の回答について説明しました。)

[伊藤歩会長]

それではまず、説明していただきました事前質問・意見に対する事業者の回答に関して、追加の御質問があればお願いします。なお、希少動植物に関する御質問につきましては、一般的事項を審議していただいた後に、非公開による審議の時間を設けたいと思いますので、その際に御発言をお願いいたします。

[伊藤歩会長]

追加質問の前に、ざっくりとしたインパクトということで、今の施設の様子ですね、外側から見た場合とか中側から見た場合というのが、この前、現地視察した委員の方は御存知かと思うのですが、他の方がそういった認識はないと思いますので、現地が分かる写真か何か説明資料みたいなものがあれば簡単に示していただけるといいのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

[事業者]

分かりました。

(事業者が事業実施区域周辺の様子をスライドに写して説明しました。)

[伊藤歩会長]

ありがとうございました。今、このスライドを見ていただいたのは、林がいっぱいある中で、今回の計画段階だとそれがほとんど伐採されてしまうというような事業になるということで、ちょっと、確認をさせていただきました。

[事業者]

すみません。その点で1点補足説明をさせていただきますか。

[伊藤歩会長]

簡潔をお願いします。

[事業者]

当該敷地は矢巾町の方で、20年前に土地区画整備事業として工業団地を整備された土地です。矢巾町としては、地域の方の雇用の場を作りたいとの考えで造られた工業団地になります。以上、補足説明となります。

[伊藤歩会長]

ありがとうございました。その上で、順番に質問させていただきます。まず、私の方から追加の質問をさせていただきます。先程、水質の関係で、造成した場合に濁水がどのくらいの水質濃度になるのか。それから、濁水の処理量及び発生量がどのくらいになって、どのくらいの沈砂池の面積を設ければ、どのくらいまでの濃度を抑えられるのか。やはり、このような予測をしていただいて問題が無い・影響が無いことについて、いただいた資料では現時点での予測は難しいとの記載が「4番」の回答にされています。このことについて、何か追加で御説明いただけるのであればお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

[事業者]

回答している部分では、新たに大きな変化があるわけではないのですが、仮設の沈砂池を設ける容量としては80 m³を2つ設置することで考えております。これは、今、御指摘をいただいた通り、何か調査や予測検証をしたものではなく、今回担当される建設業者様が、過去実施した工事事例において、今回の敷地と同程度の大きさで当該事業内容のケースにおいて、この辺りの設置数容量であれば問題ないとの見解(工事事例からの経験値則)から採用させていただきました。今回採用した数値は数学的な根拠を取り入れた数値ではないことから、今後、工事状況を見ながら足りないようであれば、フィルターを使用する等、より配慮して進めることを考えております。

[伊藤歩会長]

出来れば、事前に予測をしていただいて、このくらいの規模であれば問題・影響が無いというようなことで考えていただければと思います。説明ありがとうございます。それでは、事前質問「1番」～「5番」について何かありますでしょうか。もしなければ、事前質問「6番」以降に進めたいと思っておりますがいかがでしょうか。リモートで参加されている委員の皆様からはいかがでしょう。特になければ、続いて事前質問「6番」はいかがでしょう。もし、追加であればお願いしたいと思います。

[伊藤絹子委員]

事前質問「6番」は私が質問したのですが、本概要書の中では多くの植栽、ページ番号で言いますとP2-13のところですが、多くの植栽樹木が存在するが、安全性を考慮して一部伐採や剪定などを実施するものの、極力残地する計画であると明記されている。ただ、今回いただいた回答はかなりイメージが違うのですが、その辺りの整合性はどのようにお考えなのか見解を伺いたい。

[事業者]

表現、印象の違いがあったのは申し訳ないのですが、現状の検討状況を考えますと、敷地の中で大きい建物が建つので、その建物と被るところは伐採します。本日の説明から申し上げたとおり、高い地盤と低い地盤を造成していくので、その場に樹が生えていますので土を削ってしまうところは、樹が倒れてしまうような危険性もありますし、樹が立っているところに土を盛り上げてよいのか、それは倒れる危険性が増えることはないと思いますけど、単純に土を盛り上げて良いのか、その辺りは検討が必要と考えています。そのあたりの検証が最終的に出来ていないので、何本残せます・敷地の何%残せますというのは、現段階では具体的な数値が言えない状況でございます。当社といたしましては、敷地外周部などに出来る限り残したいと考えております。

[伊藤絹子委員]

分かりました。現地を視察させていただいて非常に高木も多いですし、非常に緑豊かな空間だったので、出来ればその辺りを残しながら、いいものを作っていただきたいとの希望を持っていたので質問させていただきました。

[事業者]

ありがとうございます。当社といたしましても検討し、出来る限り残していきたいと考えております。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。事前質問「7番」以降はいかかでしょうか。伊藤絹子委員の方からもし何かあれば、特によろしいでしょうか。それでは、事前質問「8番」・「9番」はいかがでしょうか。はい、では大西委員お願いいたします。

[大西委員]

伊藤絹子委員のコメントと似ているんですが、この質問をされている鈴木委員のものと、あと現地視察で私が質問した「17番」についても回答をいただきました。実際のところ、伊藤絹子委員がおっしゃったとおり、もったいないなどの思いが強いのですが、やむを得ないかなど。そこで、今御説明いただいたとおり造成する中で、実際のところはほとんど切られてしまうんだろうなどの印象でいます。その時に、伐採するのはやむを得ないので、その後の緑化に対してこれは要望なのですが、可能な限り在来種を使った緑化をしていただきたい。図面を見ると法面もあるようですし、そこで外来種を極力使用しないでほしい。もう1つ。樹木を植える際も、私の森林総合研究所ではそういった苗木を、どこからどこへ移動してよい・移動してはダメという「広葉樹の種苗の移動に関する遺伝的ガイドライン」を出しておりますので、そういったものを参考にして、在来生態系を少しでも崩さないように、配慮していただきたい。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。配慮して十分に検討してまいります。

[大西委員]

環境関係とは直接的にはずれるのですが、実際に本事業が完成した後に、地元の人の雇用というのはどのくらい見込まれているのでしょうか。

[事業者]

本事業は賃貸を主体としており、入居されるお客様によって多少の変動はありますが、過去の事例から考えると400～500名程度の事業雇用が見込まれると考えております。

[大西委員]

先程の全体的な説明の中で、矢巾町としては本エリアを工業団地での雇用を見込んでいるので、環境の部分に関してはやむを得ない部分もあるとの説明があったので、御質問させていただきました。ありがとうございました。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。リモートで御参加の委員の皆様はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、次に進みたいと思いますがいかがでしょうか。では、事前質問「10番」・「11番」の永幡委員からの出ていた騒音関係の質問に対して何か追加の御質問等ありましたらお願いいたします。

[齊藤委員]

「11番」で予測計算をしていただいた結果が記載されていますが、搬入搬出で昼間の等価騒音レベルが67.0、供用後の等価騒音レベルが約68との結果が出ています。こちらの対象地域が環境基準では騒音規制法にかからない地域としてどの数値を採用しても構わないとの整理になっています。ここで、特例を使用した環境基準を適用すると記載されていますが、ここでいう特例とは4車線以上の市町村道・県道を指すと思うのですが、私は現地視察に行っていないので様子が分からないのですが、Cの工業地域ではなく、なぜ特例で環境基準を比較したのか教えていただきたい。

[事業者]

概要書のP3-40をご覧ください。こちらの図に用途地域及び市街化調整区域が載せてあります。右側の薄い灰色で「盛岡和賀線」、横に県道の「矢巾西安庭線」がござります。今回、特例の数字でお出ししていたのが、特に人の生活環境としての関わりがあるのが、こちらの敷地という右側の市街化区域の方になります。こちらが、予測の対象エリアになるだろうと概要書の方で書かせていただきました。敷地直近の田畑に関してはほとんど住宅が存在しないことから、特例の話をさせていただいたのは、工業系の用途と住居系の用途が図に明記したエリアにござりますので、こちらを予測対象地域と考えておりましたので、比較対象として特例の数字を採用させていただきました。

[齊藤委員]

今のお話で対象区域は東側というのは分かりました。事業実施エリア近くは畑が多く、住居

は数軒存在するが環境基準が適応される区域ではないので、ダメというわけではありませんが、変な言い方をすると予測値としては67~68出るのに、環境基準65は超過しますよねと。気になったので質問させていただきました。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか、騒音振動の辺りで。リモートで参加されてる委員の皆様からもよろしいでしょうか。はい。では次に進みたいと思います。事前質問「12番」平井委員からの御質問になりますが、平井委員からは追加で御質問がございますでしょうか。

[平井委員(リモート)]

ありません。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。無いとのことでしたので、次の景観のところ、事前質問「13番」で三宅委員の方から何かありましたらお願いいたします。

[三宅委員(リモート)]

緑化率について、概要書に表現の誤りがあったことは承知しました。もう1点の今回の建物は約3%の勾配屋根とし、屋根上に太陽光パネルを設置すると思われませんが、設置するとなると目立たないようにする措置が求められるのですが、具体的にどのような方法を考えておられるのかお聞きしたい。

[事業者]

すみません。クリアに質問が全部聞き取れたわけではないのですが、ずれた回答になってしまいましたら申し訳ありません。まず、屋根の勾配3%に関してですが、おっしゃる通り陸屋根は望ましくないとの意見もございますが、具体的な協議は今後進めてまいります。屋根を急勾配にすればするほど、建物は高くなりますので、高くすることでの周囲へ圧迫感の問題も発生すると想定されるので、具体的な内容は今後話めていきたい。後段にありました、ソーラーの話に関しては、あまり屋根を急勾配にするとソーラーが見えてきてしまいますが、比較的緩やかな屋根勾配になっているので、周辺を走る自動車や歩行者からはよく見える形状ではないです。勿論、飛行機の上などからは見えますが、敷地周辺の方からは見えるような形にはなっておりませんので、光の反射など、太陽からの反射光は生じないと考えております。

[三宅委員(リモート)]

1点目の勾配については関係機関と協議をしてください。2点目のソーラーが目立たないことについて、歩行者から見えないとなるとそれだけ建物が建つとの意味を指すので、とりあえず今回その点は置いておきましょう。ただ、ソーラーを設置した場合、それが目立たないようにすることが求められてくるが、今の概要書内容及び説明では具体的な方策が示されていないので、対策を練ることが必要かと思えます。最後3点目ですが、これは仮に私が設計する立場

ならこの前提で申し上げますが、屋上緑化を考えますね。全体ではないとしても、ソーラーを目立たせないとの意味でも有効かと思います。私からは以上です。

[伊藤歩会長]

三宅委員ありがとうございました。事業者様の方からいかがでしょうか。屋上緑化との話もありましたが。

[事業者]

今は、屋根全面をソーラーパネルで設置するとの方向で考えており、屋上緑化は考えておりませんでした。御指摘をいただきましたので、検討させていただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

三宅委員よろしいでしょうか。では、他に景観について御質問ありますか。無いようなので先に進めます。それでは事前質問「14番」及び「15番」について、前田専門調査員から追加の御質問がありましたらお願いいたします。

[前田専門調査員]

光害、光の害についてお聞きしましたが、極力検討していただくとの回答で、良いと思います。主に駐車場の照明が問題になるのかなと想定されます。高さですね。高い照明だとかなり遠くからでも見えますが、低い位置に作られればそれなりに抑えられると考えます。そういった点も考慮して、作っていただければと思います。後、「15番」の方ですが、先日現地見学をさせていただきましたが、林の方は立派な樹木が生えていることを確認しました。先程、話がありました通り、管理されている庭園と言いますか、自然林とはちょっと違うかなという印象は受けました。そういった点から、希少動植物の存在は個人的にはそんなに多くないのかなとの印象を持ちました。ただ、これは調査をしないと実態は分からないのですが、これまでの調査は全て文献調査やヒアリングにより「希少種はいない」と結論付けています。他の委員からの質問にもありましたが、文献は古いものですし、当該敷地に特化したものではないので不適當な文献であると。ヒアリングもコカ・コーラ様に聞いて猛禽類や希少種がいないと説明されていますが、これはコカ・コーラ様にそのような知見・生物に詳しい方がいて、分かっている方からの回答との認識でよろしいでしょうか。

[事業者]

回答は、土地所有者から植栽管理の委託を受けている小岩井農政様からの話を土地所有者経由で聞いております。小岩井農政様は、日々動植物に携わられている方ということまではヒアリングをしておりますが、動物の判別について一定の知見があるという認識です。

[前田専門調査員]

はい、分かりました。最終的にはですね、きちんと調査をしないと、結局、希少種等が存在するかどうかは分からない。ここでお聞きしたのは、現状では分からない状態で「希少種等はいない」として、調査をせずに工事を着工するのか。あるいは一応念のため、これだけの樹林

を無くすわけですから、調査はして、もしも希少種等が万一存在する場合は、対処を考えるお気持ちがあるのかどうかお聞きしたい。回答では調査の予定はないと明記しており、いないと前提で工事を進める御意向とのことですが、一般的に言って、その対応は丁寧さが足りないといえますか、配慮が足りないと言わざるを得ない。やはり、事前に確認をしてから事業を着手するとのお気持ちがあっても良いのかなと感じております。いかがでしょうか。

[事業者]

仰る通りだと思いますので、一定の確認は工事着手前にしたいと考えております。調査方法等については矢巾町様と相談させていただき実施したいと思います。

[前田専門調査員]

調査はされるとのことによろしいでしょうか。

[事業者]

どのような形で実施するかは今後検討事項となりますが、一定の確認を実施します。

[前田専門調査員]

分かりました。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。では、調査をして希少種が見つかった場合は、それはきちんと保全をしていただくということになろうかと思いますが、その点についてもよろしいでしょうか。

[事業者]

出来る限り適切な対処をさせていただきます。

[伊藤歩会長]

はい、分かりました。他によろしいでしょうか。リモートで参加されている委員様はいかがでしょう。はい、では由井委員お願いいたします。

[由井委員(リモート)]

矢巾から盛岡にかけては平野部になるので、それほど影響はないかと考えます。前田さんが御指摘したとおり、机上の議論ではなく専門家を交えて、周辺地域の猛禽類の調査もしていただきたいと思います。以上です。

[伊藤歩会長]

今、周辺の猛禽類の調査も確認していただきたいということですが、これについてはいかがでしょうか。

[事業者]

事業に支障をきたさない範囲で、出来ることを今後考えさせていただきます。

[伊藤歩会長]

是非、専門家の先生方の御意見も伺って、進めていただければと思います。ありがとうございます。由井委員よろしいでしょうか。はい。他にいかがでしょうか。後は、我々が現地視察した際の追加質問として「17番」及び「18番」の回答に対して、何か御意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、特にまだ希少種の話は出ておりませんが、全体ですね、事前質問以外、全体的なところで何か御質問等ありましたら、御意見お願いできますでしょうか。はい。石川委員お願いします。

[石川委員]

先日も現地視察をさせていただきましたが、今日いただいた資料の P20 の向田川の写真ですが、回答では水の流れはほとんどありませんとのことですが、豪雨が発生した際に、ここに雨水が入ってくる可能性はありますか。写真をみると管理されていないのか、土砂が溜まっているようですが、もしここに雨水が入ってくるような構造になっているのであれば、管理されている、この場合は自治体ですかね。管理についてきちんと調整をしていただき、雨水が速やかに流れるように対策を講じてほしい。これはコメントになるのですが。

[事業者]

向田川につきましては、もう一方の芋沢川もそうですが、管理としては矢巾町様になると考えております。なので、雨水につきましては外部からの雨水が当然流れています。工業団地からの雨水は調整池で一回受けてから河川に出していきます。河川の管理につきましては矢巾町様へ要請をして参ります。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。その他にいかがでしょうか。全体を通しまして、リモートで参加されている委員の方はいかがでしょうか。はい。由井委員お願いいたします。

[由井委員(リモート)]

事業概要書の P2-13 に完成図が載っていますが、屋上にソーラーパネルが載っていますが、濃いグレーの長正方形部分がパネルとの認識でよろしいでしょうか。

[事業者]

完成イメージ図の中の屋根に乗っかっている濃いグレーの長方形部分がたくさん並んでおりますが、それが太陽光パネルとなります。

[由井委員(リモート)]

盛岡は真冬時期にかなりのマイナス気温となる。このままでは、冬場は全く機能しないので雪を落とすか、熱により雪を溶かして 24 時間使用できるような仕様に再検討していただきました

い。それと、この施設は数十年もつ建物でしょうか。

[事業者]

そうですね。数十年もっていただきたい。

[由井委員(リモート)]

太陽光パネルも大量に設置するので、EV 電源を最初から設置しておいた方が二酸化炭素を出さないことにもなりますし、有効活用できるのではないのかなと思います。そういう考えはございませんか。

[事業者]

すみません。聞き取りにくかったのですが、EV 電源を設置する考えがあるでしょうかとの御質問でよろしいでしょうか。

[由井委員(リモート)]

はい。

[事業者]

施設によっては、うちの施設 EV 電源・トラック用の施設が設置している施設がございますので、こちらについても導入を検討してまいります。

[由井委員(リモート)]

よろしく申し上げます。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。それではその他にいかがでしょうか。リモートで参加されている委員の皆様もよろしいでしょうか。はい、それでは希少種に関する御質問ついてはいかがでしょうか。フロアの委員の皆様はよろしいでしょうか。では、リモートの委員の皆様はいかがでしょうか。では、特に希少種に関しては、御質問はないこととなりますので、これ以降はアセス手続を行う必要があるかどうかについて、資料No.2の判定の基準に照らして、審査会としての結論を出す必要がありますが、結論を出す前に委員と事務局のみで審議を行いたいと思います。そこで事業者の方は、一度室外で待機をお願いしたいと思います。傍聴人の方は、そのまま結構です。

(事務局が事業者を室外に誘導しました)

[伊藤歩会長]

はい。それでは、委員の皆様からアセス手続きの要・不要についての御意見あるいはアセス不要であっても、環境保全の見地から配慮すべき事項として、付帯的な意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい。大西委員。

[大西委員]

やっぱり調査して欲しいですね。今、配付資料No.2のどこの項目で言えるかなと迷うところではありますが、著しく悪化しているわけではない。既に造成されている土地である、それを現会社が管理して、つまり、今の所有者がよく管理してくれているということなんですね。あそこを造成するということは20～30年前に許可されたということ。それに対して、我々がアセスをなさないと根拠がないのが1つ。また、前田さんが質問した事項に対して事業者からの回答を見ていると、調査しますとは言わず「確認します」と消極的なスタンスを持っている。なので付帯意見として、「専門家立ち合いによる調査」との強めの意見を言えれば良いかなと。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。同じような意見でも結構かと思いますが、いかがでしょうか。はい。由井委員お願いいたします。

[由井委員(リモート)]

先程の猛禽類調査にも絡むお話ですが、第2種判定でアセス不要となった場合でも、作業開始時からモニタリングをしていただいて、異常があった際に市が確認する。つまり「環境監視計画」のようなものを付帯意見としてつけていただく。過去の審査会でも付帯意見として付けたこともある。猛禽類についてはそれでよいと思いますが、他の環境分野に関しては、「環境監視計画」か、他の何かで済むかどうか、審議する必要があると思います。以上です。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。「環境監視計画」というのがあるとのお話ですが、それについて事務局の方で御説明いただけますか。過去にそういう案件があったのかも含めて。

[事務局]

事務局の菊池でございます。正確な回答は確認してみないと申し上げられないのですが、私が担当している間は「監視」というような形のものまでは、ちょっと言葉が強いことになるので。環境保全の取り決めを関係自治体様と協議していただくことは、過去にはあったと記憶しております。

[伊藤歩会長]

はい。なかなか難しい感じになるんですか。「環境監視計画」というものになると。

[事務局]

「監視」がどこまでを求めることになるのかというものになる。この場で即答できる内容ではないかなと存じます。

[伊藤歩会長]

分かりました。由井委員、何かコメントがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[由井委員(リモート)]

北上市のキオクシアの第2工場の案件で、アセス不要との判定になったと思いますが、北上市に対して事業者が測定結果を報告して、北上市と共有して問題があればチェックすると。本当は県の方にモニタリング結果を報告してほしいと思ったのですが、北上市と事業者が責任を共有するとのスタンスで整理した。今回の事案は矢巾町になるので、矢巾町に猛禽類の調査を含めた調査結果を事業者から矢巾町へ報告させる。「環境監視計画」ではなくても、それに近いものを付帯意見で付けるのが良いのではと思います。

[伊藤歩会長]

御意見ありがとうございます。はい、大西委員の方から御意見があるようですのでお願いいたします。

[大西委員]

事業者さんから先程回答がありました。あの緑地は素晴らしいですが、その地域の猛禽つていうとこまで一事業者が責任を持つ必要があるのかなと。もし、あの敷地内に巣がある又は「つがい」があるというなら、もうちょっとケアしないといけないとは思いますが、現状無いことが確認できた場合、そこまで例えば10年なり、あの会社が地域の猛禽類・動植物をモニタリングする必要はあるのかなと。まずは、それについてはどうでしょうか。

[伊藤歩会長]

はい。皆様いかがでしょうか。

[由井委員(リモート)]

普通のアセスについては、希少猛禽類の場合、営巣地があるケースでは、巣を中心に1.5 kmくらいまでは事業敷地でなくても保全措置を取っていただく。結局、周辺エリアも餌場になるわけなので。通常のアセス手続きでは、提出してもらっている。2種判定でアセス不要となった場合、そこに問題が起これば、何の対策も取らないのは良くないと思います。後、植物や魚介類については、それぞれの影響があるでしょうから、本事業で影響する範囲の希少種については、存在した場合、モニタリングを取る必要がありますが、アセス判定不要となった場合、問題があった際に確認できるように付帯意見で付けるべきだと思います。

[伊藤歩会長]

はい。いかがでしょうか。まず、植物関係に関しては調査をやっていただいて、希少種が存在した場合は、きちんと保護していただくと。後、猛禽類については、どうでしょう。この場で決めるのは難しいかなと。事務局の方と相談をして、事業者側が全くやらないってことは今回ないと思いますので、後日、前田専門調査員の御意見も伺いながら決めるということはいかがでしょうか。はい、事務局黒田総括課長より御意見があるようです。

[事務局]

ありがとうございます。こちらは工業団地ですから、そもそも論として既に開発された土

地であるという大前提があると思います。開発後に一定年数が経っていて、その中の状況がどうなっているのかとの部分を鑑みるということになるかと思いますが、矢巾町のこれまでの経緯、これまでの役場にお聞きしている部分もございしますが、併せて我々行政サイドの方でも他県で同様の事例が無いか確認した上で、見解をお示しできたらと存じます。

[伊藤歩会長]

はい。分かりました。とりあえず付帯意見として動植物の調査は行っていただきたいとの意見を付帯意見として付け加えるとの見解でよろしいでしょうか。リモートで参加されている皆様もよろしいでしょうか。はい。では、そのような形で対応します。その他の部分ですが、いかがでしょうか。はい、石川委員お願いします。

[石川委員]

緑化率 15%のところを教えていただきたいのですが、これは「義務」のような形になるのでしょうか。本事業は「岩手県景観計画」に基づきと明記されていますが、「義務」であれば正確に 15%以上の緑化率を満たしていることを、どこかの部署が確認を行うのでしょうか。実は概要書 P2-13 の図を見ていただくと、工場直近の池を含んだ公園部分が実は、事業者の区域ではないことが先日の現地調査で判明したところ。公園部分を除くとぱっと見、緑地が 15%以上あるようには見えない。付帯意見ではないですが、報告する場があっても良いのかなど。県の方で何かそういった決まり等があるのであれば教えていただきたい。

[事務局]

岩手県都市計画課の廣瀬と申します。概要書の P3-36 に「岩手県景観計画」の抜粋版が明記されております。結論から申しますと、こちらに示してあるように、景観形成基準で努めることとなっております。ただ、これに対して、代替措置など別の手法で対応が出来るものであればそれに置き換えることもありますので、内容を確認しながらの対応になります。この手続自体、届出制度がございしますので、今後事業者から届出があった場合、審査されることにはなりません。

[伊藤歩会長]

届出義務はないと。

[事務局]

届出の制度はあるのですが、それに則って、こちらの場合は敷地になるので、本内容について規定があるものではございません。

[伊藤歩会長]

そうすると必ずしもそれが、確認されるわけではないということですかね。これが義務であれば付帯意見として付けなくても良いかなという御意見だと思うのですが、そうでないのであれば付帯意見の方に、より積極的に評価していただくとの見解で付帯意見を加えるとの意見ですかね。

[石川委員]

はい。

[伊藤歩会長]

はい。分かりました。緑化率のところですね。はい、前田専門調査員お願いします。

[前田専門調査員]

事前質問「13番」の回答を見ますと、外構面積の15%以上と書いてあるので、外構面積は事業実施区域から建物面積を除いた部分になるのでしょうか。そこが、気になりました。

[伊藤歩会長]

三宅委員いらっしゃいますか。ここはどう解釈すればよろしいですかね。もし、コメントがありましたらお願いします。

[三宅委員(リモート)]

外構面積の15%では相当該当エリアが小さいですよ。ね。「岩手県景観計画」をきちんと見ないと何ともいえませんが。

[伊藤歩会長]

都市計画課いかがでしょうか。

[事務局]

仰る通り敷地内の計画となりますので、よその隣の林地ということはないです。全体の中の15%で算定していただく必要があります。

[伊藤歩会長]

分かりました。三宅委員、ありがとうございます。前田専門調査員、よろしいでしょうか。追加で何かあれば。

[前田専門調査員]

敷地内というのは、建物を入れるのか入れないのか。どちらでしょうか。

[事務局]

外構の部分になります。対象敷地から建物を除いた部分となります。また、今調べたところ、緑化施設とは、建物が建ってないスペース及び建物の屋上を含むと記載されております。木を植えられる場所全て、との認識になります。

[前田専門調査員]

植えられる場所とはどのように考えればよいか。

[事務局]

緑化施設とは、建物が建っていないスペースを指します。いわゆる建物以外を指す。屋上緑化も含むものです。

[前田専門調査員]

全敷地の15%なら屋上緑化も採用しないと、この図面を見た限りでは15%を満たすことは難しいと。ただ、外構の15%となると建物や駐車場を除きますから、相当小さい範囲となる。

[大西委員]

概要書のP2-7の表2.2-2に面積項目が記載されております。ここで、上から3番目の項目に「敷地面積」、真ん中より少し下に「緑地面積」が記載されています。この数値から計算すると、緑地面積は敷地面積の10.8%と15%にはならない。「敷地面積」の下に「建築面積」があり、建築面積を除いた値で割合を計算すると約24%となる。恐らく、敷地面積に対する緑化率となると想定されるので現状の数値では15%に達していない計算になる。

[伊藤歩会長]

敷地面積の15%になるのであれば、屋根を使えば出来るのかもしれませんが、駐車場を小さくしないと15%を満たすのは難しいとの形になりますね。そうすると、事前質問の回答に記載されている、外構面積の15%も合っていない可能性もありますね。先程、御指摘があったとおり、約10%でいいののかも検討が必要ですが、はい、三宅委員お願いします。

[三宅委員(リモート)]

当該エリアは、まわりに建物が無くて割と余裕があるエリアになる。ここに関しては緑化率15%を最低限厳守していただきたい。県の担当部署からしっかりと指導していただきたい。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。建物を含めた敷地面積の15%を緑地面積とすることになるので、駐車場等のスペースを幾らか緑化してほしいとのことですね。では、そういう形で。細かい付帯意見はここで決めることは難しいですが、緑化率は十分に確保してほしいと付帯意見を付けたいと思いますが、よろしいでしょうか。詳細についてはまた、事務局と相談して決めたいと思います。その他にいかがでしょうか。ちょっと私からですけど、水質に関してやはり濁水についてきちんと予測をして、必要な沈砂池の面積をあらかじめ正確に想定して、対策してほしいということで、水質に関しても付帯意見を付けたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[全委員(リモート含む)]

異議ありません。

[伊藤歩会長]

はい。その他いかがでしょうか。まとめますと、まずアセス不要ということはよろしいでし

ようか。

[全委員(リモート含む)]

異議ありません。

[伊藤歩会長]

それではその上で、付帯意見ということで、まず動植物の調査をきちんとしていただきたい。ということで、そこはやはり専門家を交えて、きちんとしていただきたい。それから緑化率は、全部の敷地面積に対して15%以上になるように努めていただきたい。最後に、濁水の予測をきちんとして処理するように、あらかじめ評価をしていただきたいという3つを付帯意見としてつけたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[全委員(リモート含む)]

異議ありません。

[事務局]

すみません。都市計画課から1点補足説明があります。表現としては、届出に緑化率の定義が載っていますので、単純に敷地面積の15%ではなく、ちょっと複雑な計算にはなりますが、あくまで緑化率の基準に則ってと整理していただければと。

[伊藤歩会長]

分かりました。緑化率の基準を確認して、それに対してということをお願いしたいと思います。他の委員の皆様もそれでよろしいでしょうか。

[全委員(リモート含む)]

異議ありません。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。では、その他意見なしとのことですが、この件につきまして、事務局から判定の適合性についてどのように整理されているか、説明をお願いします。

[事務局]

(判定の基準には合致しないと考えている旨説明しました。)

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。それでは、事務局からの説明と委員の皆様からはアセス手続が必要との意見はございませんでしたので、アセス手続は不要とのことよろしいでしょうか。

[全委員(リモート含む)]

異議ありません。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。それでは、アセス不要とさせていただきます。ただ、留意する点として、皆様からいただいた意見を環境保全の見地から事務局で取りまとめしていただき、事業者へ伝えるようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

[事務局]

はい。

[伊藤歩会長]

それでは、審査会の意見がまとまりましたので、再度事業者をお呼びしたいと思います。

(事務局が事業者を室内に誘導しました。)

[伊藤歩会長]

それでは、判定結果をお伝えします。判定基準に照らして審議した結果、当該事業の実施により環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないことから、審査会としては、環境影響評価手続は不要と考えます。ただし、付帯意見として3つございます。1点目は、専門家の意見を踏まえて動植物の調査をしっかりと行うこと。希少種が存在する場合、適切に保護をしっかりと実施すること。2点目は緑化率について、基準に照らし合わせて15%以上となるように努めていただきたいこと。最後3点目は、水質に関しては濁水の濃度等をきちんと予測をした上で、沈砂池等の対策をしていただきたいということになります。詳細については、事務局から後日連絡しますが、事務局においては、判定結果をもとに、事業者及び矢巾町に対して、書面により正式に判定結果及び付帯意見を通知していただくようお願いいたします。

以上で、本日の審査会は終了いたします。事業者の皆様はお疲れ様でした。それでは、進行は事務局にお返しします。

[事務局]

ありがとうございました。事業者の皆様もお疲れ様でした。議事の方は以上になりますので、事業者の皆様は退席いただいて構いません。最後に委員の皆様から、何かございますでしょうか。

[事務局]

それでは事務局から、今後のアセス案件についてと、国が現在検討を行っている風力発電事業の規模要件引上げについて、簡単に情報提供いたします。

(事務局から情報提供をしました。)

[事務局]

以上をもちまして、本日の審査会を終了いたします。長時間、お疲れ様でした。どうもありがとうございました。